

廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等）（公共）

79,649百万円（84,261百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課  
（浄化槽推進室、産業廃棄物課、企画課予算含む）

## 1．事業の概要

市町村等が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

平成20年度は、施設の有効活用・長寿命化を図ることを推進し、最終処分場再生事業については制度拡充を図り、また、新たに廃棄物処理施設耐震化事業を進める。

- （1）既存最終処分場の延命化促進のための最終処分場再生事業（拡充）  
循環型社会の基盤となる最終処分場の再生事業（廃棄物の減容事業）について、事業の実施による最終処分場の新たな埋立終期まで水処理等ができるように、関連施設の改修整備を推進する。
- （2）廃棄物処理施設耐震化事業  
設置から多年が経過している廃棄物処理施設について、地震による被害（稼働不能）をおさえるため、特に耐震化が必要であると認められる施設の耐震改修事業を推進する。

## 2．事業計画

交付率：1 / 3（循環型社会形成をリードするモデル施設は、1 / 2）

交付先：市町村（一部事務組合等を含む。）

## 3．施策の効果

国と地方が構想段階から協働し、地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分のもと廃棄物処理・リサイクル施設の整備を総合的に進めることにより、地域における循環型社会の形成を本格的に推進し、国全体を循環型社会に転換していく。